マイナンバー「通知カード」の再交付申請について

公開日 2017年04月27日
更新日 2021年07月28日

次の(1)から(5)のいずれかに該当する場合は、通知カードの再交付申請ができます。

(1)通知カードを紛失し、焼失し、または著しく損傷した場合
(2)通知カードの追記欄の余白がなくなった場合
(3)通知カードの返納を命ぜられたとき
(4)国外転出した、住基法の適用外となった、住民票の消除等の理由により通知カードを返納した後、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録された場合
(5)そのほか、住所地市町村長が特に必要と認める場合

※通知カードとマイナンバーカード(個人番号カード)の二種類を所持することはできません。
マイナンバーカードをお持ちの方で通知カードの再交付を希望される場合は、マイナンバーカードを返納していただく必要があります。

申請ができる方

本人または代理人

窓口

中央窓口センター（じょうるり市役所本庁舎１階）または地域の窓口センター※
※(A地区、B地区、C地区、D地区、E地区、F地区、G地区、H地区、I地区)

受付時間

月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、中央・三里・鏑・土佐山・春野を除く各窓口センターは午前10時から午後6時45分までとなります。)
※土曜日、日曜日、祝日、振替休日、国民の休日、年末年始(12月29日から1月3日)、設置店舗の休業日を除きます。

申請時に必要なもの

本人が申請する場合

本人確認書類(次の1または2の書類)

1．官公署で発行した顔写真付きの本人確認書類：1点
　運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付き)、身体障害者手帳、在留カード、運転経歴証明書(交付年月日が、平成24年4月1日以降のものに限る。)等、官公署が発行した資格証明書等で顔写真付きのもの
2．1の書類がない場合は、次の書類：2点
　健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、生活保護受給者証、社員証、学生証など

代理人が請求する場合

次の1および2の書類をそれぞれご持参ください。
※同じ住民票に記載されている方からの申請では、2の代理人の代理権を証明する書類は不要です。

1. 代理人の方の本人確認書類

A. 官公署で発行した顔写真付きの本人確認書類：1点
　運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード(顔写真付き)、身体障害者手帳、在留カード、運転経歴証明書(交付年月日が、平成24年4月1日以降のものに限る。)等、官公署が発行した資格証明書等で顔写真付きのもの
B. 1の書類がない場合は、次の書類：2点
　健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、生活保護受給者証、社員証、学生証など

2. 代理人の代理権を証明する書類

A. 法定代理人の場合(申請者本人が、未成年の方、成年被後見人の方)
　戸籍謄本(横浜市内に本籍がある方、本人(15歳未満の者)と法定代理人とは同一世帯で親子関係にあることが住民票で確認できる場合は不要です)、登記事項証明書など資格が確認できるもの
B. 法定代理人以外の代理人の場合
　委任状

委任状の見本

委任状見本[PDF：144KB]
委任状の見本がダウンロードできるようになっています。

手数料

500円

注意事項

後日、国から「通知カード」が住民票の住所へ転送不要の簡易書留で郵送されます。(届くまでに1か月程度の日数を要します。)
ただし、やむをえない理由により住民票の住所とは別の場所にお住まいの方は、「通知カード」の送付先について、届所情報の登録申請ができます。

マイナンバー関係お問い合わせ先電話番号

次の電話によるお問い合わせは、平日9時30分から22時まで、土日祝日は9時30分から17時30分までとなります。年末年始(12月29日から1月3日まで)は除きます。

お問い合わせ先		電話番号
マイナンバー総合フリーダイヤル		**0120-95-0178**
英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル	マイナンバー制度に関すること	0120-0178-26
英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応のフリーダイヤル	通知カード・個人番号カードに関すること	0120-0178-27
一部IP電話等でフリーダイヤルに繋がらない場合(有料)	マイナンバー制度に関すること	050-3816-9405
一部IP電話等でフリーダイヤルに繋がらない場合(有料)	通知カード・個人番号カードに関すること	050-3818-1250

マイナンバーに関するホームページ

- 内閣府　マイナンバー(社会保障・税番号制度)
- マイナンバーカード総合サイト
- マイナポイント事業

類似記事

- マイナンバーとは
- 通知カードとは
- マイナンバーカード(個人番号カード)とは
- マイナポータルとは
- 制度スケジュール

この記事に関するお問い合わせ

住民課
〒000-0000　じょうるり県じょうるり市じょうるり町11番地1
電話番号：000-000-0000
FAX番号：000-000-0001
メールアドレス：juminka@example.com

前のページへ戻る

このページについてお聞かせください

このページの情報は役に立ちましたか？
○役に立った　○どちらとも言えない　○役に立たなかった

このページの内容は分かりやすいですか

▲このページの先頭へ戻る



© 2021 Joruri City